

社会福祉法人松本ハイランド 次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画

令和7年3月25日制定

1. 方針

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにして、H17.4.1に施行された次世代育児支援対策推進法に基づき、女性職員比率が7割を超える当法人として、以下の通り行動計画を策定し取り組む。

- (1) 職員が仕事と家庭生活（子育て含む）を両立させることができる環境づくり
- (2) 妊娠・出産・育児・復職時における支援
- (3) 職員の能力が十分発揮できる働きやすい職場環境の整備
- (4) 次世代育成、地域交流のため体験学習、ボランティア、職場実習等の積極的受入

2. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの 2年

3. 内容

目標1： 妊娠中の女性職員が相談できる窓口を設置。
個別面談を実施し、妊娠・出産・育児に関わる制度の周知。

<対策>

- 令和7年4月～ 個別面談を実施し、職員の具体的なニーズを調査。母性健康管理、働き方に関する法律・制度・法人規程を説明。以降継続実施。

目標2： 若年者や近隣住民に対し、積極的な就業体験機会と活動の場の提供。
資格取得支援、学生実習の受入及び地域交流機会の増加。

<対策>

- 令和7年4月～ 各学校（中学校、養護学校、高校、短大、専門学校、大学）や地域住民などに対し、ボランティア活動への参加や施設体験を通じて、次世代育成と地域との交流促進を図る。
- 令和7年4月～ 実習・体験学習・ボランティアなど受入と、地域へ出向く講座の実施。実施状況の広報・法人ブログ等への掲載・アピール。以降継続実施。